# 令和6年度 多摩市立貝取小学校 いじめ防止基本方針及びいじめ防止等の対策のための組織

「いじめ防止対策推進法」「東京都いじめ防止対策推進条例」及び「多摩市いじめ防止対策推進条例」を受けて、本校の「いじめ防止基本方針」及び「いじめ防止等の対策のための組織(以下「いじめ防止委員会」とする)」を以下の通り定めるものとする。

### I いじめの防止に関する基本的な考え方

すべての教職員が「いじめはどの児童にも、どの学校においても起こりうる、だれでもが加害者にも被害者にもなりうる」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止と早期発見・早期対応、解決の取組を徹底する。

### Ⅱ いじめ防止基本方針及び具体的な取組

### いじめの未然防止

- (1) いじめは相手の人権を侵害する行為であり、いじめを行ってはならないことを児童に理解させ、 生命尊重の精神と人権感覚をはぐくむ指導の充実を図る。
- (2) 道徳の時間を要として、教育活動全体を通じた道徳教育を充実させ、自己を他者との関わりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図る指導を計画的に行う。
- (3) 児童が、人・社会・自然と向き合うことで、共に生きる心の大切さ、集団の一員としての自覚と自信をはぐくむ体験や活動を取り入れる。
- (4) 児童がいじめについて学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (5) 学級集団づくり等の校内研修を通じて教職員の資質を向上させる。
- (6) セーフティ教室等の機会を通して、ネット上のいじめの防止に向けた啓発活動を推進する。
- (7) 市条例に基づき、保護者がいじめ防止のための措置に協力するよう促す。

#### 具体的な取り組み

- (1) ・ 「人権教育プログラム(学校教育編)」を活用した職員研修を通して、教職員の人権意識を高める。 (1回目)いじめ総合対策【第2次】いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを活用(2回目) SNSに関するネット上でのいじめについて理解する(3回目)
  - ・ 代表委員会が主体となっていじめ防止標語づくりを実施したり、あいさつウィークでのあい さつ運動や栽培活動を行ったりすることで、生命尊重の精神や人権尊重の精神をはぐくむ。
- (2) ・ 道徳授業地区公開講座や家庭教育学級等の機会を通じて、家庭や地域との連携を図り、思い やりの心や生命尊重の態度をはぐくむ指導を行う。
- (3) ・ 「きょうだい班」の組織を生かして、異学年による集会活動を毎月2回程度実施することで、 他学年児童を思いやる心の育成を図る。
  - ・ 「きょうだい班」でのロング集会として「ふれあい活動」を実施し、学年を超え協同して活動することを体験させ、相互扶助の精神を育む。
  - 『多摩市かがやきブック』を活用した児童の社会性の育成に向けた指導の充実を図る。
- (4) ・ ふれあい月間の取り組みの中で、都の作成したいじめ防止教材『STOP!いじめ あなた は大丈夫?』を活用した児童への指導をするなど、いじめに関する授業を年3回行う。
- (5) ・ 特性がある児童の指導・支援について、巡回相談員やスクールカウンセラーの助言を活かし、 児童理解に努める。
- (6) ・ セーフティ教室や道徳の授業を通して、ネット上でのいじめにつながる書き込みをしないなど、「SNS 東京ルール・学校ルール」の指導を徹底すると同時に、保護者の意識向上に向けた啓発の機会とする。
- (7) ・ 多摩市いじめ防止対策推進条例リーフレット等を通して、いじめ防止への理解を深める。
  - SNS 学校ルール及び家庭ルールを周知することを通して、いじめの未然防止を図る。

## |方針2| いじめの早期発見(早期対応)

(1) いじめは、大人が気付きにくい場面で発生し、発見しにくい形で行われることを教職員は認識し、 些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いをもち、いじめを見逃さない認知能力を向上させ る。

また、日頃から教職員間での情報を共有し、保護者や地域住民、関係機関と連携し、情報収集や対応を図る。

(2) 教育相談を充実させ、児童が、いじめを訴えやすく、また教職員が一人で抱え込まない体制を整え いじめの実態を把握する。

#### 【具体的な取り組み】

(1) ・ 児童の学級・学校生活をめぐる諸問題について、人間関係上のトラブルや学習場面での困り 感に焦点を当てた「楽しい学校生活のためのアンケート」を各学期ごと(年3回)に行うこと で、児童一人一人の集団内での実態を把握し、いじめの早期発見に努める。

また、その結果については、生活指導全体会や職員会議の場で情報共有し、以後の学年・学 級経営や児童への具体的な支援の指針とする。

- ・ スクールカウンセラーやピアティーチャーと密に情報交換し、児童の実態把握に努める。
- ・ 複層的な視点から子供たちの変化を把握するため、「生活当番」や日直などの組織を活用し、 できる限り多くの教員が、休み時間等で定期的に校内巡回を行う。
- (2) ・ できる限り児童とふれ合い、話し合う機会を十分に設ける。また、児童とともに過ごすこと と、児童から離れないことを原則とする。
  - ・ 教育相談活動を充実させる中で、児童及び保護者に校内の相談窓口や相談機関の連絡先等の 周知をする。
  - 学級担任は、スクールカウンセラーと情報交換する場を定期的に設け、相談を密に行う。
  - ・ スクールカウンセラーは、児童や保護者に、相談室が開いている時間やスクールカウンセラーの出勤日、相談室で受付している相談内容などについて、お便りなどを通じて紹介する。

## 方針3 いじめへの対応

- (1) いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員での対応ではなく、「いじめ防止委員会」 を開催し、学年及び学校全体で組織的に対応する。
- (2) 被害児童を守ることを最優先にし、迅速に事実確認を行い、加害児童に適切な指導を行う。
- (3) 定期的に関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- (4) 日頃から保護者・地域との連携を図る。
- (5) 重大事態が起きた場合は、教育委員会他関係諸機関と連携し、解決に向けた対応を図る。

#### 【具体的な取り組み】

- (1) ・ 把握したいじめについて、月1回いじめ防止等の対策のための組織(「いじめ防止委員会」) の会議を開催し、いじめの事実の確認、対応や指導方針、支援等を協議し、組織的に対応する。
- (2) ・ いじめられた児童の状況をきめ細かく把握し、スクールカウンセラーをはじめとした相談窓口の用意、複数教員による見守り、保護・ケアーなど、児童の安全確保を行う。
  - ・ いじめの加害児童の保護者に状況を連絡し、加害児童に対し、毅然とした態度で指導を行う。 また、加害児童のしっかりとした反省の念に基づいた謝罪の場を設ける。
- (3) ・ いじめの調査結果や対応について教育委員会に報告し、対応について子育て総合センターや教育相談室等と情報を共有する。
  - ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対 応する。
- (4) ・ いじめに係る状況やその指導について被害・加害両方の保護者に情報提供し、解消・解決に 向けて、協力して取り組み、被害児童の保護者に進捗を報告する。
  - 地域人材を活用し、地域の大人による児童の登下校時の見守り活動を充実させる。
- (5) ・ 加害児童への指導結果に改善が見られず、被害児童が長期の欠席に至るなど、重大事態 が起きた場合には、教育委員会に報告し、いじめの事実や対応の記録を整理し、課題や解決策 等を協議し、諸機関や専門家と連携して対応する。

## Ⅲ いじめ防止等の対策のための組織(いじめ防止委員会)

本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、いじめ防止委員会を設置し、全教職員で共通理解を図り、学校全体でのいじめ対策を行う。学校いじめ防止基本方針に基づく取り組み、いじめの相談・通報の窓口としての役割、いじめの疑いに関する情報の収集、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援、保護者との連携といった役割を果たす。

【構成メンバー】 ※メンバーの実名については、新年度の分掌・組織の決定を待って記載する。 特別支援委員会の組織を活用し、「いじめ防止委員会」とする。

校長		副校長
いじめ防止委員長 (生活指導主任)		スクールカウンセラー
いじめ防止委員	各学年担当者	教育相談担当
		主幹教諭
		生活指導副主任

<sup>※</sup> 取り組み上の必要に応じて、上記以外の教職員も加わる場合があるものとする。